

令和元年度 第5回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和元年8月9日（金）午前8時45分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名

農地利用最適化推進委員 9名

1番 藤 平 清 子 君
2番 小 泉 治 久 君
3番 柳 生 利 幸 君
4番 浅 野 敬 司 君
5番 吉 田 和 嗣 君
6番 島 田 辰 男 君
7番 長 谷 川 義 洋 君
8番 横 張 清 彦 君

1番 渡 邊 通 君
2番 吉 田 一 男 君
3番 山 崎 明 君
4番 小 見 川 清 君
5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 福 岡 み つ 子 君
7番 諏 訪 原 早 苗 君
8番 野 口 裕 司 君
9番 栗 山 繁 君

10番 山 崎 久 司 君

4. 欠席委員：農業委員9番青山和泉 君 農地最適化推進委員10番大塚康夫 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

議案第6号 農地改良協議に対する決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午前8時45分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は１８名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、１番藤平清子委員・２番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号１番が農業委員８番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号１番、申請日７月２５日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、５筆、阿見町大字〇〇、地目は畑、１筆、面積合計が８２ａです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡の理由としては、農地中間管理機構の特例事業によるものです。資料９ページ、農地法第３条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、に記載されている、農林振興公社が買受した農地です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号１番を１番藤平清子委員、お願いいたします。

１ 番： 整理番号１番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は６筆ありますが、２ヶ所にまとまった耕作中の優良な農地でした。経営規模の拡大を図るには最適であり、各種要件も満たしていることから、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数であり、保有農機具、労働力等、条件を満たしていると認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農業委員８番横張清彦委員 入室）

<議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号１番、申請日７月２２日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、１筆、面積が４ａです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和元年９月２日から令和元年１２月２１日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号２番、申請日７月２４日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、１筆、面積が５ａです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和元年１０月１日から令和２年３月３１日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号3番、申請日7月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、田、1筆、面積合計が13aです。転用理由は、太陽光発電設備を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和元年10月30日から令和元年11月15日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号4番、申請日7月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が4aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は許可日翌日から令和元年12月20日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番から4番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

8番： 整理番号1番、2番並びに4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも利用可能な遊休農地であり、開発行為等の許認可についても、進めているところであります。土地利用の計画内容や、隣地境界についても問題ないと思われます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、利用可能な遊休農地であり、境界についても問題ないと思われます。また、隣地住民への配慮や、周辺農地への影響を懸念することもありますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番： 整理番号1番、4番は10年特例に該当でしょうか。

事務局： 整理番号1番、2番、4番の3件、10年居住者特例制度に該当します。10年以上居住していたところや、隣接の調整区域に自己用住宅を建てることのできる法条例になります。

議 長： 他、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号1番2番が農地利用最適化推進委員3番山崎明委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、阿見町〇〇、地目は畑1筆、阿見町〇〇、地目は畑3筆、面積合計が67a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が35a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が17a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、3年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が27a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が74a、権利は使用貸借でございます。利用権の内容は蕎麦で5年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が9a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、3年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積合計が67a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が49a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号1番2番4番5番について、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に関連しますので、最適化交付金の実績として、面積を計上します。

整理番号5番から8番について、いずれも未相続ですが、相続権者の過半数の同意を得ておりますので、申請にいたっております。

議長：説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農地利用最適化推進委員3番山崎明委員入室）

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

（農地中間管理事業）>

議長：続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局：議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

〇〇地区（地域集積）2件、貸し手1名、面積合計が32aです。

議長：説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による

農用地利用配分計画（案）の了承について＞

議長： 続いて、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

〇〇地区（地域集積）2件、借り手1名、面積合計が32aです。

議案第4号、5号について、農業委員の活動に関連しますので、最適化交付金の実績として、面積を計上します。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第6号 農地改良協議に対する決定について＞

議長： 続いて、議案第6号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農地改良協議に対する決定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が7a、改良の種別は湿地解消、事業期間は令和元年8月20日から令和2年3月20日です。工事請負者は、株式会社杉原建設です。以下、整理番号9番まで、改良の種別、事業期間、工事請負者は同じとなります。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑2筆、面積合計が24aです。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑3筆、面積合計が8aです。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が13aです。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が5aです。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑2筆、面積合計が7aです。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑5筆、面積合計が11aです。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が1aです。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が0.7aです。

今回9件の申請がありますが、荒川本郷地内の道路新設工事に伴い、発生土量2,740㎡が想定され、湿地解消のための盛土を行うものです。それぞれにおいて、隣地承諾及び「土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例」の適用外証明を得ております。盛土高は約10cmから30cmです。作付け計画につきましては、

整理番号1番、さつまいも

整理番号2番、ブルーベリー

整理番号3番、さつまいも

整理番号4番、ブルーベリー

整理番号5番、根菜類

整理番号6番、ネギ

整理番号7番、根菜類

整理番号8番、ブルーベリー

整理番号9番、じゃがいも
となっております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番から9番を
7番長谷川義洋委員、お願いいたします。

7 番： 整理番号1番から9番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおり
であります。申請地は、道路工事を行う反対の南東側と比べると、地盤高が若干低く
なっていることから、大雨が降ると利用に支障が生じる恐れがある箇所も見受けられ
ました。これらを解消するため、隣地道路工事発生土を用いて行う盛土については、
同等以上の良質土と思われますので、本申請については、いずれも妥当であると判断
いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

会長： 町の公共事業なので、問題はないようです。本来、個人の場合、いろいろな要件が
でてきますよね。

事 務 局： 盛土をする場合、同一大字地内、又は隣接地内の同等以上の土であること、3,000㎡
を超える場合、許認可が必要となります。

議 長： 他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。

これより議案第6号 農地改良協議に対する決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事 務 局： 報告事項

- 1、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する
決定について
- 2、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和元年8月9日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事 務 局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に
対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局
長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事 務 局： 続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に
対する決定について、案件は3件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しました。

- 議 長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は5件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

- 議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事 務 局： その他（事務連絡）

① 活動報告

- 7月11日（木）ジャガイモ農業体験 72名
- 7月11日（木）農業再生協議会
- 7月19日（金）いばらき農業委員会女性協議会役員会（水戸市）
- 7月26日（金）むつみ会総会
- 8月 1日（木）2日（金）稲敷郡協議会視察研修（横浜市）
- 8月 5日（月）霞ヶ浦高校 目録贈呈（新米が出来しだい届ける）
- 麦種子配布の案内 申し込み締め切り（9/13）
- 9月下旬 配布のお知らせ → 10月初旬 配布

②今後の予定

- 8月 9日（金）視察研修 香取市 県農林総合研究センター（里芋）
- 8月20日（火）県南連絡協議会役員会（つくば市）
- 8月29日（木）いばらき農業委員会女性協議会総会（茨城町）

③現地調査及び総会の予定

- 9月現地調査 9月 9日（月）当番農委 3番柳生利幸委員
当番農委 4番浅野敬司委員
- 9月定例総会 9月10日（火）午後3時から 3階 305会議室

- 議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午前 9時45分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印